

大分県医療審議会資料

審議事項

病床機能再編支援事業について ……P1

報告事項

特定労務管理対象機関の指定について ……P13

(参考資料)

・大分県医療審議会要綱 ……P14

・関係法令等 ……P16

日時：令和6年10月8日（火）18：00～

大分県福祉保健部

病床機能再編支援事業（地域医療介護総合確保基金 事業区分Ⅰ-2）

令和6年度予算額：地域医療介護総合確保基金（医療分）
公費1,029億円の内数（142億円）

- 中長期的な人口減少・高齢化の進行を見据えつつ、今般の新型コロナウイルス感染症への対応により顕在化した地域医療の課題への対応を含め、地域の実情に応じた質の高い効率的な医療提供体制を構築する必要がある。
- こうした中、地域医療構想の実現を図る観点から、地域医療構想調整会議等の意見を踏まえ、自主的に行われる病床減少を伴う病床機能再編や、病床減少を伴う医療機関の統合等に取り組み際の財政支援*1を実施する。
- 令和2年度に予算事業として措置された本事業について法改正を行い、新たに地域医療介護総合確保基金の中に位置付け、引き続き事業を実施する。【補助スキーム：定額補助（国10/10）】

今回対象事業

「単独医療機関」の取組に対する財政支援

【1.単独支援給付金支給事業】

病床数の減少を伴う病床機能再編に関する計画を作成した医療機関（統合により廃止する場合も含む）に対し、減少する病床1床当たり、病床稼働率に応じた額を支給
※病床機能再編後の対象3区分*2の許可病床数が、平成30年度病床機能報告における対象3区分として報告された稼働病床数の合計の90%以下となること

「複数医療機関」の取組に対する財政支援

【2.統合支援給付金支給事業】

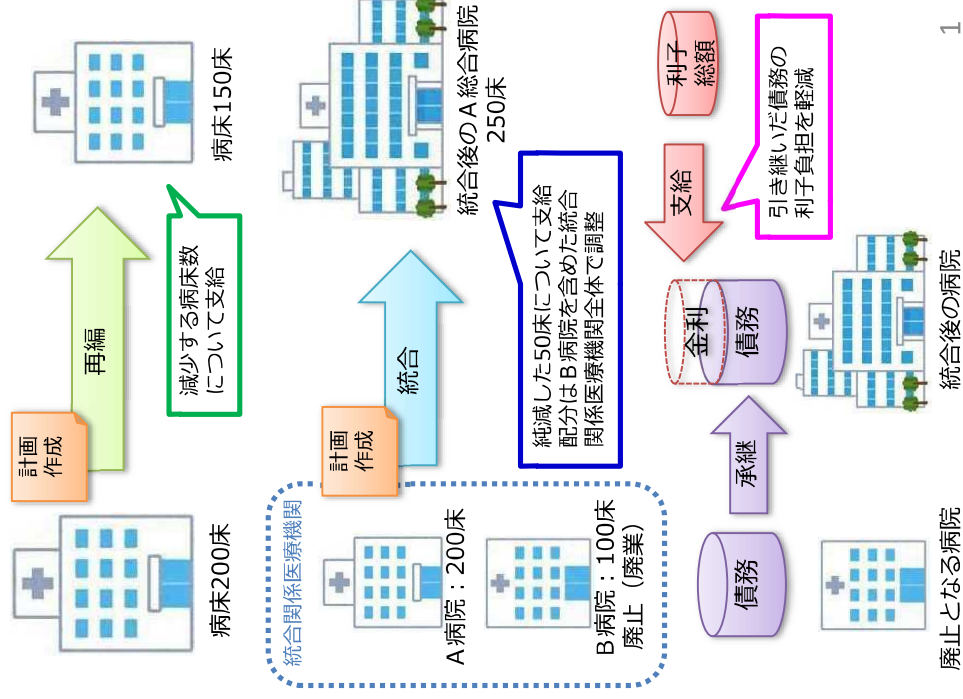
統合（廃止病院あり）に伴い病床数を減少する場合のコスト等に充当するため、統合計画に参加する医療機関（統合関係医療機関）全体で減少する病床1床当たり、病床稼働率に応じた額を支給（配分は統合関係医療機関全体で調整）
※重点支援区域として指定された関係医療機関については一層手厚く支援
※統合関係医療機関の対象3区分の総病床数が10%以上減少する場合に対象

【3.債務整理支援給付金支給事業】

統合（廃止病院あり）に伴い病床数を減少する場合において、廃止される医療機関の残債を統合後に残る医療機関に承継させる場合、当該引継債務に発生する利子について一定の上限を設けて統合後医療機関へ支給
※統合関係医療機関の対象3区分の総病床数の10%以上減少する場合に対象
※承継に伴い当該引継ぎ債務を金融機関等からの融資に借り換えられた場合に限る

*1 財政支援 ……使途に制約のない給付金を支給

*2 対象3区分 ……高度急性期機能、急性期機能、慢性期機能



1. 単独支援給付金支給事業

医療機関が、地域の関係者間の合意の上、地域医療構想に即した病床機能再編を実施する場合、減少する病床数に応じた給付金を支給することにより、地域医療構想の実現に向けた取組を支援する。

支給対象

平成30年度病床機能報告において、平成30年7月1日時点の病床機能について、高度急性期機能、急性期機能及び慢性期機能（以下「対象3区分」と報告した病床数の減少を伴う病床機能再編に関する計画（以下「単独病床機能再編計画」）を作成した医療機関の開設者又は開設者であった者。

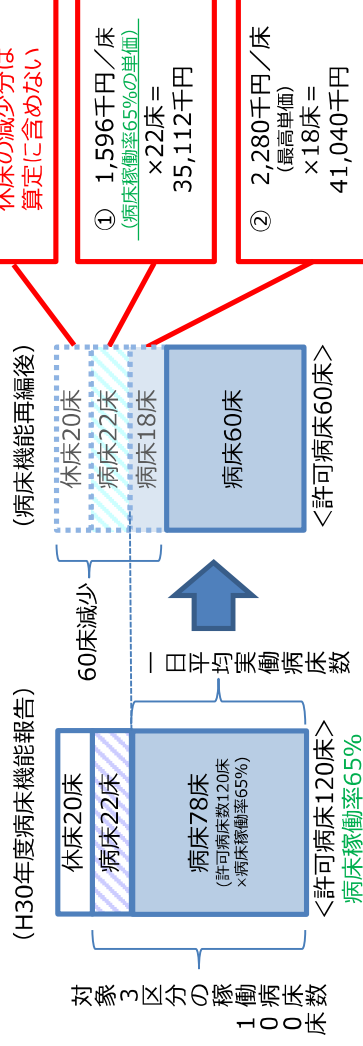
支給要件

- ① 単独病床機能再編計画について、地域医療構想調整会議の内容及び都道府県医療審議会の意見を踏まえ、都道府県が地域医療構想の実現に向けて必要な取組であると認めたものであること。
- ② 病床機能再編を行う医療機関における**病床機能再編後の対象3区分の許可病床数が、平成30年度病床機能報告における対象3区分として報告された稼働病床数の合計の90%以上**であること。

支給額の算定方法

- ① 平成30年度病床機能報告において、対象3区分として報告された病床の稼働病床数の合計から一日平均実働病床数（対象3区分の許可病床数に対象3区分の病床稼働率を乗じた数）までの間の病床数の減少について、**対象3区分の病床稼働率に応じ、減少する病床1床当たり下記の表の額を支給。**
- ② 一日平均実働病床数以下まで病床数が減少する場合は、一日平均実働病床数以下の病床数の減少については2,280千円/床を支給。
- ③ 上記①及び②の算定にあたっては、以下の病床数を除く。
 - ・回復期機能、介護医療院に転換する病床数
 - ・同一開設者の医療機関へ病床を融通した場合、その融通した病床数
 - ・過去に令和2年度病床機能再編支援補助金における病床削減支援給付金及び本事業の支給対象となった病床数

イメージ



① (35,112千円) + ② (41,040千円) = 76,152千円の支給

病床再編支援事業 事業計画書 概要

医療機関名	中川泌尿器科	みよしクリニック	織部消化器科
所在地	日田市上野町泉601-1	日田市三芳小瀬町121番地	大分市大字森386番地
診療科目	泌尿器科	産婦人科	消化器内科
削減概要抜粋	高齢者の増加に伴い、在宅医療のニーズが増加しているため、有床診療所に対応できる疾患が減少してきている。今後は、急性期19床を削減し、高齢者の在宅医療を行うことで、地域医療構想を推進する一端を担っていく。	人口減少、少子化が進行しており、分娩数が開院当時と比べ、大幅に減少しているため、8床から2床に削減する。今後は、高齢者や婦人科疾患中心の外来診療を行うことで地域医療に貢献する。	主に軽～中等症患者の入院治療を行ってきたが、現在、有床診療所での入院需要が減少している。加えて、当該医療圏での急性期病床数は過剰となっている現状を踏まえ、19床あった病床を12床に削減する。今後は外来診療を中心に行い、基幹病院との連携を図っていく。
許可病床数	急性期19床	急性期13床	急性期19床
稼働病床数	急性期19床	急性期12床	急性期19床
病床削減後の許可病床数	0床	2床	12床
病床稼働率	42.9%	30.3%	14.0%
※支援対象病床数	19床	6床	7床
備考		R2に5床(病床機能再編支援事業対象病床:4床)削減済。	

令和6年度病床機能再編支援事業 事業計画書

1 医療機関の概要

医療機関名	中川泌尿器科
所在地	日田市上野町泉601-1
開設者	医療法人 中川泌尿器科
管理者	理事長 中川 克之
許可病床数	一般19床
診療科目	泌尿器科
沿革等	H6年12月6日 医療法人中川泌尿器科 設立

2 病床削減の内容

- ・削減の内容 一般病床
19床の一般病棟を全て削減する。無床診療所とする。
- ・削減病床の現在の運用
泌尿器系の疾患(尿路感染症、尿路結石及び悪性腫瘍など)と維持透析の患者さんを中心に診療を行っている。
膀胱癌に対する経尿道的悪性腫瘍手術、尿管結石に対する経尿道的手術、膀胱瘻造設術、経皮腎瘻造設術などの脊椎麻酔下で可能な手術療法。
経直腸的前立腺針生検
末期癌に対する緩和治療
尿管結石に伴う急性腹症の疼痛管理
急性腎盂腎炎や急性前立腺炎の入院加療
透析患者の肺炎治療、通院困難な維持透析患者の対応
- ・削減後の病床の運用
入院加療は行いません。
- ・削減の時期
令和7年3月31日
- ・削減後の診療所の運営方法
高齢者の在宅医療提供を進めていきます。
末期癌に対する緩和治療、尿管結石に伴う急性腹症の疼痛管理、急性腎盂腎炎や急性前立腺炎の入院加療及び透析患者の肺炎治療、通院困難な維持透析患者の対応に関しては近隣の病院と病診連携を進めていきます。

3 病床削減の理由とその効果

・削減に至った経緯

高齢者の増加に伴い、有床診療所で対応できる疾患が減少してきています。また、在宅医療のニーズが高まってきていることから在宅医療へ医療資源の転換を行う方針としました。

・削減が地域医療構想を推進に資するものであることの説明

西部医療圏では 2025 年見込みの急性期の病床数は 454 床で 209 床の病床超過となっています。地域の将来的人口減少で高齢者の在宅医療の需要が増加してきます。病床削減し、医療資源を在宅医療に変換することで、地域医療構想を推進する一端を担えるものと考えます。

4 支給額の算定

許可病床数	19 床
稼働病床数	急性期 19 床
病床削減後の許可病床数	0 床
削減病床数	19 床
年間在棟患者延べ数	2,978 人
病床稼働率	42.9%
1 日平均実働病床数	8 床
支給単価① (一日平均実働病床数までの削減分に係る支給)	1,140 (千円)
支給対象病床数 (①該当分)	11 床
支給単価② (一日平均実働病床数以下の削減分に係る支給)	2,280 (千円)
支給対象病床数 (②該当分)	8 床
<u>支給申請額</u>	<u>30,780 (千円)</u>

※病床数等は平成 30 年度病床機能報告に基づく。

令和6年度病床機能再編支援事業 事業計画書

1 医療機関の概要

医療機関名	みよしクリニック
所在地	日田市三芳小淵町121番地
開設者	三好 端
管理者	三好 端
許可病床数	一般13床
診療科目	産婦人科
沿革等	平成17年5月1日開院

2 病床削減の内容

<ul style="list-style-type: none">・削減の内容 一般病床 入院病床を8床から2床にする。・削減病床の現在の運用 分娩、産褥期に対応。婦人科の不正出血時、術時、術後の対応、管理。・削減後の病床の運用 外来診療時の急変や診療に伴う副作用、発作時に対応、観察する。 産後ケアなどの対応。 小手術、処置の対応。・削減の時期 令和6年11月1日予定・削減後の診療所の運営方法 高齢者、婦人科疾患を中心とした診療。漢方、東洋医学、生活習慣病や健康診断への対応
--

3 病床削減の理由とその効果

・削減に至った経緯

西部地区は過疎地域であり、人口減少、少子化は止まらず、分娩数は当院が開院した当初と比較し三分の一程度に減少している。当院においても分娩数が大幅に減少し空床が目立つ。当分の間、復することが望めないため、これまでと同数の急性期病床数は今後必要がないと判断し、8床より2床への削減を計画した。

・削減が地域医療構想を推進に資するものであることの説明

現在、西部の急性期病床数が必要病床数より上回っているため、今回の削減で病床数の適正化を図ることができる。今後は分娩など入院を必要とする診療は中核病院などに委ね、高齢者や婦人科疾患を中心とした外来診療を行い、地域医療に貢献したい。

4 支給額の算定

許可病床数	13 床
稼働病床数	12 床
病床削減後の許可病床数	2 床
削減病床数	11 床 (R2:5 床削減済)
年間在棟患者延べ数	1,437 人
病床稼働率	30.3%
1 日平均実働病床数	3 床
支給単価① (一日平均実働病床数までの削減分に係る支給)	1,140 (千円)
支給対象病床数 (①該当分)	5 床
支給単価② (一日平均実働病床数以下の削減分に係る支給)	2,280 (千円)
支給対象病床数 (②該当分)	1 床
<u>支給申請額</u>	<u>7,980 (千円)</u>

※病床数等は平成30年度病床機能報告に基づく。

令和6年度病床機能再編支援事業 事業計画書

1 医療機関の概要

医療機関名	織部消化器科
所在地	大分市大字森386番地
開設者	医療法人 織部消化器科
管理者	理事長 織部 孝史
許可病床数	一般19床
診療科目	消化器内科
沿革等	平成4年4月1日開設

2 病床削減の内容

<ul style="list-style-type: none">・削減の内容 一般病床 19床から12床に削減・削減病床の現在の運用 7月1日から休床にしている・削減後の病床の運用 一般病床12床は運用継続 ・削減の時期 11月1日 ・削減後の診療所の運営方法 外来を中心に診療を継続する。重症の患者さんは連携病院を紹介して治療を依頼、残った病床は入院が必要な軽症の患者さんや基幹病院を退院した患者さんの経過観察入院などに使用する予定。
--

3 病床削減の理由とその効果

- ・削減に至った経緯

有床診療所での入院需要が減少している。当院では、これまで胃潰瘍や肺炎などの軽～中等症患者に対して入院で治療していたが、最近は薬物治療の進歩に伴い外来での治療が多くなっている。今後は、基幹病院で中等症例、重症例の入院に対応するため病床を集約していく必要があると考え、当院の病床を削減することになった。

- ・削減が地域医療構想を推進に資するものであることの説明

当該医療圏において病床は過剰となっており、自院の病床を削減することで基幹病院へ病床を集約することができる。

今後当院は外来診療を中心に行い、基幹病院との連携を図っていく。通院患者から入院治療の要望があれば残った病床の範囲内で対応する。

4 支給額の算定

許可病床数	19 床
稼働病床数	19 床
病床削減後の許可病床数	12 床
削減病床数	7 床
年間在棟患者延べ数	971 人
病床稼働率	14.0%
1 日平均実働病床数	2 床
支給単価① (一日平均実働病床数までの削減分に係る支給)	1,140 (千円)
支給対象病床数 (①該当分)	7 床
支給単価② (一日平均実働病床数以下の削減分に係る支給)	2,280 (千円)
支給対象病床数 (②該当分)	0 床
<u>支給申請額</u>	<u>7,980 (千円)</u>

※病床数等は平成30年度病床機能報告に基づく。

各地域医療構想調整会議の開催結果について

1 概要

各医療機関から提出のあった病床機能再編支援事業に係る事業計画について、地域医療構想に沿ったものであるかどうかを各地域医療構想調整会議に意見照会したものの。

2 開催内容

地域	開催日	開催形式	該当医療機関
西部地域医療 構想調整会議	令和6年9月30日	対面開催	1 中川泌尿器科
			2 みよしくリニック
中部地域医療 構想調整会議	令和6年10月2日	対面開催	織部消化器科

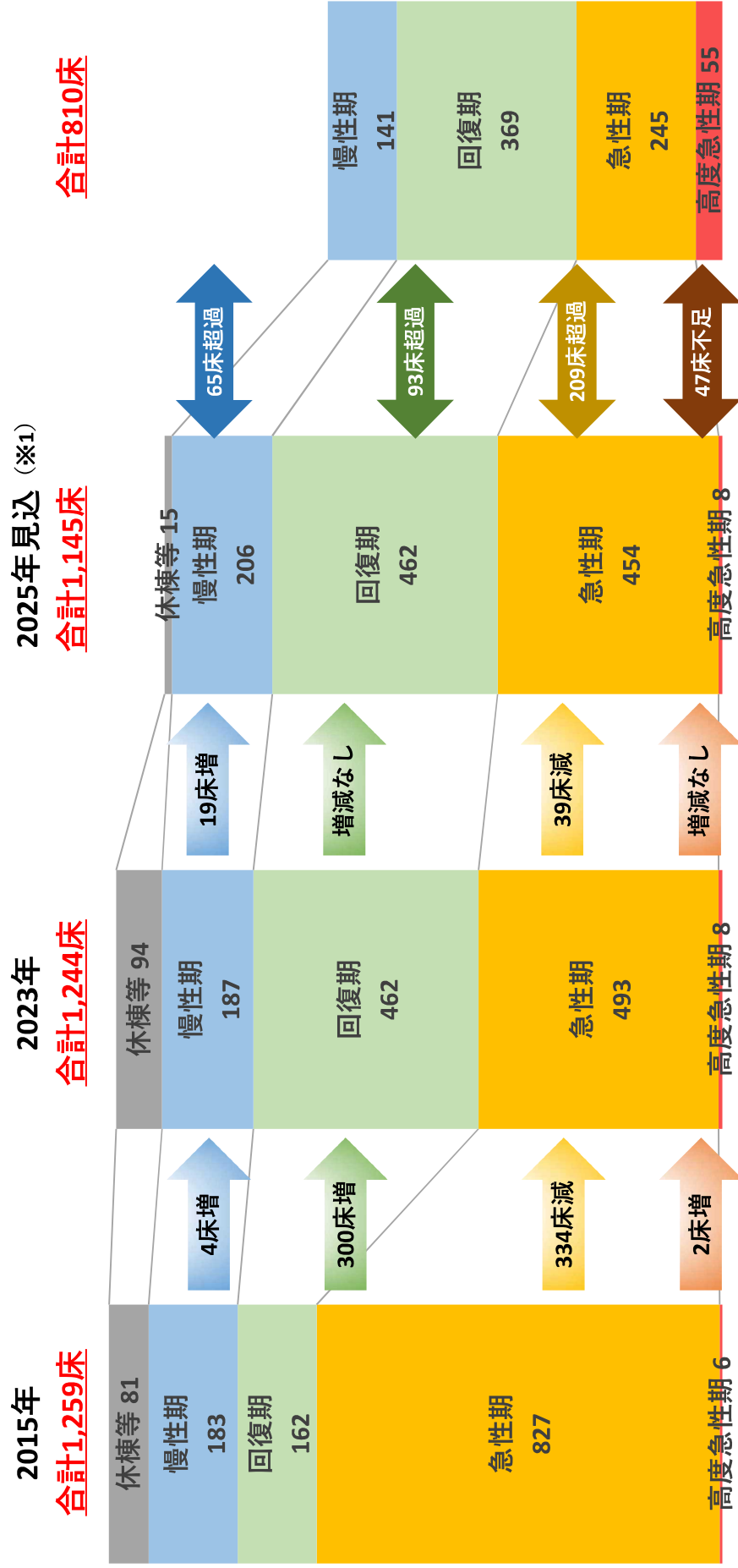
3 開催結果

地域		委員数	出席者数 (A)	賛成数 (B)	賛成率 (B/A)	反対数 (C)	反対率 (C/A)
西部	1	24	22	22	100	0	0
	2	24	22	22	100	0	0
中部		30	29	29	100	0	0

病床機能ごとの病床数の推移（西部）

- 2023年と2015年の病床数を比べると、全体として15床減少した。
- 病床機能ごとに比べると、高度急性期が2床増加、急性期が334床減少、回復期が334床減少、慢性期が300床増加、慢性期が4床増加した。
- 2025年見込の急性期の病床数は454床であり、大分県地域医療構想における2025年の必要病床数と比べ209床超過している。また、回復期についても93床超過している。

【2015年度病床機能報告】 【2023年度病床機能報告】 【2025年見込（※1）】 大分県地域医療構想における2025年の必要病床数



※1：2023年度病床機能報告において、「2025年7月1日時点における病床の機能の予定」として報告された病床数

※2：対象医療機関数及び報告率が異なることから、年度間比較を行う際は留意が必要

病床機能ごとの病床数の推移（中部）

- 2023年と2015年の病床数を比べると、全体として74床増加した。
- 病床機能ごとに比べると、高度急性期が74床増加、急性期が521床減少、慢性期が409床増加、回復期が521床減少、慢性期が35床減少した。
- 2025年見込の急性期の病床数は3,675床であり、大分県地域医療構想における2025年の必要病床数と比べ1,130床超過している。一方で、回復期は286床不足、慢性期は286床不足しており、急性期等からの転換を進める必要がある。

【2015年度病床機能報告】

2015年

合計7,570床



【2023年度病床機能報告】

2023年

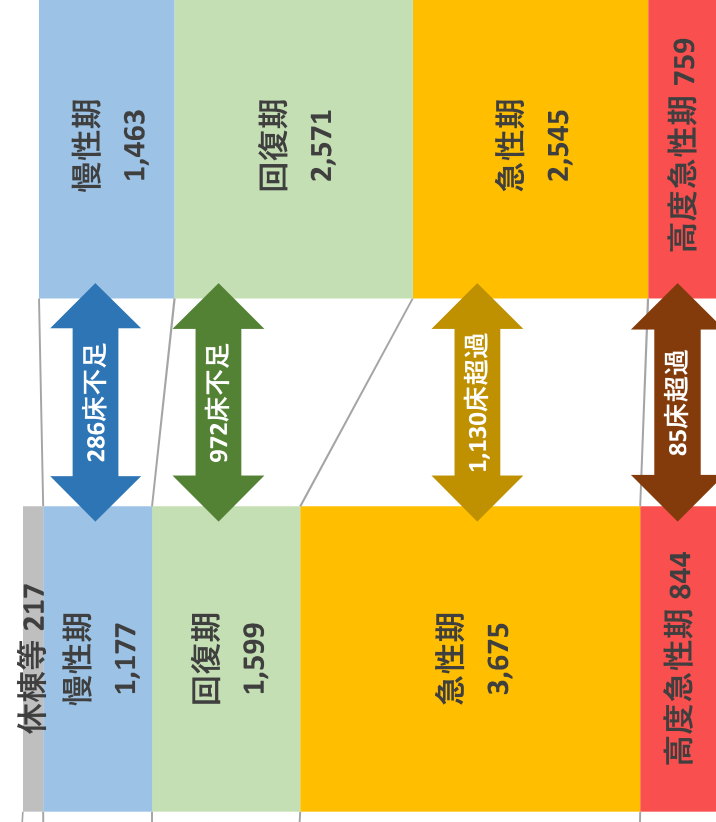
合計7,644床



【大分県地域医療構想における
2025年の必要病床数】

2025年見込（※1）

合計7,512床



※1：2023年度病床機能報告において、「2025年7月1日時点における病床の機能の予定」として報告された病床数
 ※2：対象医療機関数及び報告率が異なることから、年度間比較を行う際は留意が必要

特定労務管理対象機関の指定について

申請医療機関	申請区分（水準）	特例水準の適用 が必要な業務	審議結果	指定年月日
大分市医師会立アールメ イダ病院	特定地域医療提供機関 （B水準） 技能向上集中研修機関 （C-1水準）	<ul style="list-style-type: none"> 救急医療 臨床研修 	適当	令和6年8月28日 令和6年8月28日

（参考） 指定済の医療機関

申請医療機関	申請区分（水準）	特例水準の適用が必要な業務	指定年月日
大分大学医学部附属病院	特定地域医療提供機関 （B水準） 連携型特定地域医療提供機関 （連携B水準）	<ul style="list-style-type: none"> 救急医療 地域において当該医療機関以外で提供することが困難な医療 医療提供体制確保のために必要と認められる医師の派遣 	令和6年3月29日 令和6年3月29日
九州大学病院別府病院	連携型特定地域医療提供機関 （連携B水準）	<ul style="list-style-type: none"> 医療提供体制確保のために必要と認められる医師の派遣 	令和6年3月29日
大分県立病院	特定地域医療提供機関 （B水準）	<ul style="list-style-type: none"> 救急医療 	令和6年3月29日

大分県医療審議会要綱

(目的)

第1条 この要綱は、医療法施行令（昭和23年政令第326号。以下「令」という。）第5条の16の規定により設置される大分県医療審議会（以下「審議会」という。）に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(組織)

第2条 審議会は、委員21人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、知事が委嘱し、又は任命する。

- (1) 医師
- (2) 歯科医師
- (3) 薬剤師
- (4) 医療を受ける立場にある者
- (5) 学識経験のある者

(副会長)

第3条 審議会に、会長のほか、副会長1名を置く。

2 副会長は、委員の互選により定める。

3 会長に事故があるときは、副会長が、その職務を行う。

(会議)

第4条 審議会は、会長が議長となる。

(部会)

第5条 令第5条の21第1項の規定により、以下の部会を置く。

(1) 医療法人の設立、解散等を審議するため、医療法人部会を置く。

(2) 医療法施行規則第1条の14第7項の規定に基づき、診療所の療養病床又は一般病床の設置等を審議するため、有床診療所部会を置く。

2 部会は、委員及び専門委員8人以内で組織する。

3 部会は、部会長が召集し、部会長が議長となる。

4 部会は、委員の過半数が出席しなければ、議事を開き、議決を行うことができない。

5 議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

6 第5条の21第4項の規定により、部会において審議した事項については、部会の議決をもって審議会の議決とすることができる。

(庶務)

第6条 審議会の庶務は、大分県福祉保健部医療政策課において処理する。

附 則

この要綱は、昭和62年3月10日から施行する。

附 則

この変更要綱は、昭和62年12月2日から施行する。

附 則

この変更要綱は、平成2年4月23日から施行する。

附 則

この変更要綱は、平成5年4月1日から施行する。

附 則

この変更要綱は、平成9年4月1日から施行する。

附 則

この変更要綱は、平成12年4月1日から施行する。

附 則

この変更要綱は、平成13年4月1日から施行する。

附 則

この変更要綱は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この変更要綱は、平成19年9月14日から施行する。

附 則

この変更要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この変更要綱は、平成30年4月1日から施行する。

[医療審議会について]

医療法

[都道府県医療審議会]

第72条 この法律の規定によりその権限に属させられた事項を調査審議するほか、都道府県知事の諮問に応じ、当該都道府県における医療を提供する体制の確保に関する重要事項を調査審議するため、都道府県に、都道府県医療審議会を置く。

2 都道府県医療審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、政令で定める。

医療法施行令

[都道府県医療審議会]

第5条の16 都道府県医療審議会(以下「審議会」という。)は、委員30人以内で組織する。

第5条の17 委員は、医師、歯科医師、薬剤師、医療を受ける立場にある者及び学識経験のある者のうちから、都道府県知事が任命する。

2 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員は、非常勤とする。

第5条の18 審議会に会長を置く。

2 会長は、委員の互選により定める。

3 会長は、会務を総理する。

4 会長に事故があるときは、委員のうちから互選された者が、その職務を行う。

第5条の19 専門の事項を調査審議させるため必要があるときは、審議会に専門委員10人以内を置くことができる。

2 専門委員は、学識経験のある者のうちから、都道府県知事が任命する。

3 専門委員は、当該専門の事項に関する調査審議が終了したときは、解任されるものとする。

4 専門委員は、非常勤とする。

第5条の20 審議会は、会長が招集する。

2 審議会は、委員の過半数が出席しなければ、議事を開き、議決を行うことができない。

3 議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

第5条の21 審議会は、その定めるところにより、部会を置くことができる。

2 部会に属すべき委員及び専門委員は、会長が指名する。

3 部会に部会長を置き、その部会に属する委員の互選により定める。

4 審議会は、その定めるところにより、部会の決議をもって審議会の決議とすることができる。

5 第5条の18第3項及び第4項の規定は、部会長に準用する。

第5条の22 第5条の18から前条までに定めるもののほか、議事の手続その他審議会の運営に関し必要な事項は、審議会が定める。

医療法人制度の改正及び都道府県医療審議会について（抜粋）

（昭和61年6月26日付け健政発第410号厚生労働省医政局長通知）

〈最終改正：H28.3.25〉

～略～

第二 都道府県医療審議会に関する事項

- 1 改正政令において、都道府県医療審議会の組織及び運営に関し必要な事項が定められたこと。
 - (1) 都道府県医療審議会の委員の人数、専門委員の設置及びその人数並びに部会については、各都道府県においてそれぞれの実情に即し判断されたいこと。
 - (2) 都道府県医療審議会の委員構成については、以下の点に留意されたいこと。
 - ① 医師、歯科医師、薬剤師としては、医師会、歯科医師会又は薬剤師会を代表する者のほか、公・私立の病院又は医療法人の経営に携わっている者を加えるよう配慮すること。
 - ② 医療を受ける立場にある者としては、市町村の代表者、医療保険の保険者を代表する者等を加えることが考えられること。
 - ③ 学識経験のある者としては、医学、公衆衛生をはじめ、看護、病院の管理、救急業務その他医療に関する事項についての学識経験者を加えることが考えられること。
 - ④ 専門委員については、専門の事項を調査審議するため必要がある場合には、医療に関する専門家等を充てる趣旨であること。
 - (3) 部会については、例えば、医師又は歯科医師が常時一人又は二人勤務する診療所を開設する医療法人に係る設立認可に当たっての意見聴取等医療法人に係る審議案件が急増することが予想される場合に、医療法人部会を設け、同部会の決議をもって審議会の決議とすることが考えられること。
- 2 医療機関整備審議会の廃止に関する規定の施行日については、施行期日政令により、本年8月1日とされたので、同審議会に係る条例の廃止等所要の措置を講じられたいこと。